## 歯科診療報酬点数表(令和6年6月版) web追補④

(令和7年2月・社会保険研究所)

web追補は、原則として材料価格等の改正のみに対応した追補となります。

- ・「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(令和7年2月28日厚生労働省告示第45号)(令和7年3月1日適用)
- ・「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」(令和7年2月28日保医発0228第2号)(令和7年3月1日適用)

により, 材料価格・材料料点数の一部が改正されます。

●「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」(令和7年2月28日保医発0228第2号)(令和7年3月1日適用)

※以前のweb追補で改正のあった部分は青色のアミを附しています。

頁	保険医療材料料	令和7年2月まで	令和7年3月から
222頁	M002		
	支台築造(1歯につき)		
	1 間接法		
	(1) メタルコアを用いた場合		
	<u>イ 大臼歯</u>	<u>94点</u>	<u>98点</u>
	ロ 小臼歯・前歯	<u>58点</u>	<u>61点</u>
232頁	M010		
	金属歯冠修復(1個につき)		
	1 14カラット金合金		
	(1) インレー		4 704 5
	<u>複雑なもの</u>	<u>1,664点</u>	<u>1,784点</u>
	(2) 4分の3冠 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	<u>2, 080点</u>	<u>2, 229点</u>
	2 金銀パラジウム合金(金12%以上) (1) 大臼歯		
	イ インレー		
	a 単純なもの	<mark>362点</mark>	388点
	b 複雑なもの	669点	<u>568点</u> 718点
	ロ 5分の4冠	<u>842点</u>	<u>713旅</u> 903点
	ハ全部金属冠	1,060点	1, 137点
	(2) 小臼歯・前歯		
	イ インレー		
	a 単純なもの	<b>246点</b>	<u>264点</u>
	<u>b 複雑なもの</u>	<u>490点</u>	<u>526点</u>
	<u>ロ 4分の3冠</u>	<u>605点</u>	<u>649点</u>
	<u>ハ 5分の4冠</u>	<u>605点</u>	<u>649点</u>
	二 全部金属冠	<u>759点</u>	<u>814点</u>
	3 銀合金		
	(1) 大臼歯		
	イインレー	or <del>L</del>	00 =
	<u>a 単純なもの</u>	<u>25点</u>	<u>26点</u>
	<u>b 複雑なもの</u> D 5公の4等	<u>44点</u> 57点	<u>45点</u> 50点
	ロ 5分の4冠	<u>57点</u> 69点	<u>59点</u> 72点
	<u>ハ 全部金属冠</u>	09	<u>/Z</u> 尽

	(0) 小口掛,始掛,刻掛		
	(2) 小臼歯・前歯・乳歯		
	イインレー		
	a (略)		
	<u>b 複雑なもの</u>	<u>32点</u>	<u>34点</u>
	ロ 4分の3冠 (乳歯を除く。)	<mark>40点</mark>	41点
	ハ 5分の4冠 (乳歯を除く。)	<mark>40点</mark>	41点
	二 全部金属冠	<u>51点</u>	53点
233頁	M010-3	<u>vi m</u>	00/10
といり			
	接着冠(1歯につき)		
	1 金銀パラジウム合金(金12%以上)		
	(1) 前歯	<u>605点</u>	<u>649点</u>
	(2) 小臼歯	605点	649点
	(3) 大臼歯	842点	903点
	2 銀合金		<u>= = = ms</u>
	(1) 前歯	40点	41点
	(2) 小臼歯	<u>40点</u>	<u>41点</u>
	(3) 大臼歯	<u>57点</u>	<u>59点</u>
233頁	M010-4		
	根面被覆(1歯につき)		
	1 根面板によるもの		
	(1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)		
	イ 大臼歯	<u>362点</u>	388点
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	ロ 小臼歯・前歯	<u>246点</u>	<u>264点</u>
	(2) 銀合金		
	<u>イ 大臼歯</u>	<u>25点</u>	<u>26点</u>
	口 (略)		
234頁	M011		
	レジン前装金属冠(1歯につき)		
	1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	<mark>945点</mark>	<u>1, 014点</u>
	2 銀合金を用いた場合	<u>112点</u>	<u>.,, s</u>
220至		112 m	<u>117 iiii</u>
239頁	M017		
	ポンティック (1歯につき)		
	1 鋳造ポンティック		
	(1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)		
	<u>イ 大臼歯</u>	<mark>1, 220点</mark>	<u>1,309点</u>
	ロー小臼歯	919点	986点
	(2) 銀合金		<del></del>
	大臼歯・小臼歯	<mark>55点</mark>	57点
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u>50点</u>	<u>57点</u>
	2 レジン前装金属ポンティック		
	(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場		
	合		
	<u>イ 前歯</u>	<mark>733点</mark>	<u>787点</u>
	口 小臼歯	919点	986点
	<u> </u>	1, 220点	<u>1,309点</u>
	(2) 銀合金を用いた場合	· , === /m	., 230 ML
	イ 前歯	<mark>70点</mark>	73点
			·
	<u>口 小臼歯</u>	<mark>70点</mark>	<u>73点</u>
	<u>ハ 大臼歯</u>	<u>70点</u>	<u>73点</u>

243頁	M020		
240页	鋳造鉤(1個につき)		
	1 14カラット金合金		
	(1) 双子鉤		
	イ 大・小臼歯	<u>1, 890点</u>	2,045点
	ロ 犬歯・小臼歯	1, 537点	<u>2, 616旅</u> 1, 664点
	(2) 二腕鉤 (レストつき)	1, 001 MK	1, 00 1/M
	<u>イ 大臼歯</u>	1,537点	1,664点
	ロ 犬歯・小臼歯	1, 181点	1, 278点
	ハ前歯(切歯)	909点	<u>- 1, 2.1 5 点</u> 984点
	2 金銀パラジウム合金(金12%以上)		
	(1) 双子鉤		
	<u>イ 大・小臼歯</u>	975点	1, 047点
	ロー大歯・小臼歯	<mark>763点</mark>	818点
	(2) 二腕鉤 (レストつき)		
	<u>イ 大臼歯</u>	<u>669点</u>	<u>718点</u>
	ロ 犬歯・小臼歯	<mark>582点</mark>	625点
	<u>ハ 前歯(切歯)</u>	<u>540点</u>	<u>579点</u>
244頁	M021		
	線鉤(1 個につき)		
	2 14カラット金合金		
	(1) 双子鉤	<mark>893点</mark>	<u>965点</u>
	<u>(2) 二腕鉤(レストつき)</u>	<u>690点</u>	<u>746点</u>
244頁	M021-2		
	コンビネーション鉤(1個につき)		
	1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金12%		
	以上),線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	070 b	000 -
	(1) 前歯 (0) b to 1 co to	<u>270点</u>	<u>290点</u>
	(2) 犬歯・小臼歯	<u>291点</u>	<u>312点</u>
244頁	(3) 大臼歯 M021-3	<u>335点</u>	<u>359点</u>
244貝	MOZI-3   磁性アタッチメント(1個につき)		
	2 キーパー付き根面板		
	2 イーハーハさ似画板   (根面板の保険医療材料料(1 歯につき))		
	(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)		
	イ 大臼歯	669点	718点
	ロー・小臼歯・前歯	490点	<u>716旅</u> 526点
	(2) 銀合金		<u>m</u>
	イ大臼歯	44点	45点
	ロ 小臼歯・前歯	<u>32点</u>	<u>34点</u>
245頁	M023		<del></del>
	バー (1個につき)		
	1 鋳造バー		
	(1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	<u>1,563点</u>	<u>1,678点</u>
	(2) (略)		

●「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(令和7年2月28日厚生労働省告示第45号)(令和7年3月1日適用)

341頁

VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格				
品 名	単位	令和7年2月まで	令和7年3月から	
002 歯科鋳造用14カラット金合金 インレー用 (JIS適合品)	1 g	10, 390円	11, 136円	
003 歯科鋳造用14カラット金合金 鉤用(JIS適合品)	1 g	9,081円	9,827円	
004 歯科用14カラット金合金鉤用線(金58.33%以上)	1 g	9, 176円	9,922円	
005 歯科用14カラット合金用金ろう (JIS適合品)	1 g	9, 165円	9,911円	
006 歯科鋳造用金銀パラジウム合金(金12%以上 JIS 適合品)	1 g	3,010円	3, 230円	
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 JIS 適合品)	1 g	4,543円	4, 785円	
011 歯科鋳造用銀合金 第1種(銀60%以上インジウム 5%未満 JIS適合品)	1 g	177円	185円	
012 歯科鋳造用銀合金 第2種(銀60%以上インジウム 5%以上 JIS適合品)	1 g	202円	210円	
013 歯科用銀ろう(JIS適合品)	1 g	<mark>244円</mark>	249円	